

神戸市環境教育における「体験の機会の場」の認定に関する事務要領

平成 25 年 1 月 31 日

環境局環境政策課

(総則)

第 1 条 この要領は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号、以下「法」という。)及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成 24 年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号 以下「省令」という。)に規定された事項のほか、神戸市長が体験の機会の場を認定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「体験の機会の場」とは、土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場のことをいう。

(申請者の要件)

第 3 条 体験の機会の場の認定申請を神戸市長に行うことができる者は、次の各号の基準に適合するものであること

- (1) 事業者、市民及び民間の団体に限る。
- (2) 申請する土地・建物全部が、神戸市内に所在している。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- (1) 第 12 条の規定により認定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
- (2) 法人その他の団体で、その役員(法人でない団体にあつては、その代表者)に、前号に該当する者が含まれること

(認定の要件)

第 4 条 体験の機会の場の認定を受けるにあたり、当該体験の機会の場で行う事業の内容は、次の認定基準のいずれにも適合していなければならない

- (1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(平成 24 年 6 月 26 日閣議決定。以下「基本方針」という)に照らして適切なものであること。
- (2) 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が次の基準に適合するものであること。

ア 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと

イ 適切な計画が定められていること

ウ 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること

エ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

オ 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。

カ 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われること。

キ 当該事業が行われる土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

(認定申請)

第5条 体験の機会のある場の認定申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式1により申請書を神戸市長に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人その他の団体の場合は代表者の氏名）及び住所
- (2) 体験の機会のある場の名称及び所在地
- (3) 当該体験の機会のある場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
- (4) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の対象となる者の範囲
- (5) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業のために当該体験の機会のある場を提供する期間

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申請者が個人の場合は、その住民票の写し
- (2) 申請者が法人その他の団体の場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請者が、第3条2項の欠格条項に該当しないことを説明した書面（様式2）
- (4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の実績を記載した書類（様式3）
- (5) 申請の日の属する事業年度と翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（様式4、様式5）
- (6) 事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む）について記載した書類（様式6）
- (7) 当該体験の機会のある場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況と、その他の業務の実施体制について記載した書類（様式7）
- (8) 当該体験の機会のある場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類（様式8）
- (9) 申請を行う土地又は建物の位置を示す地図、写真、及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (10) 当該体験の機会のある場において、環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（様式9） ※申請者と当該事業の実施者が異なる場合に添付
- (11) その他参考となるべき事項を記載した書類

(認定)

第6条 前条の申請書を受理した神戸市長は、神戸市教育委員会と協議の上、法及び省令に掲げる認定の基準に該当すると認めるときは、体験の機会のある場として認定する。ただし、「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」（平成23年3月条例第29号）を遵守していない者を除く。（参

考様式)

- 2 神戸市長は、認定をした場合には、その旨を申請者に通知する。
- 3 神戸市長は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容が、第4条に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、その理由を示して、その旨を申請者に通知（様式10）する。

（認定の有効期間）

第7条 神戸市長は、認定の有効期間を、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において定めるものとする。

（更新）

第8条 法20条の2第2項の有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間満了日の30日前までに神戸市長に申請（様式11）をしなければならない。神戸市は、当該申請を審査の上、更新の可否を申請者に通知する。

（変更等の届出）

第9条 認定を受けた体験の機会の場を提供する団体等は、第5条第1項各号に掲げる事項を変更したときは様式12、認定を受けた体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、様式13による届出を神戸市長に行うものとする。

（認定体験の機会の場に係る周知等）

- 第10条 神戸市長は、認定をしたときは、インターネットの利用等によって、第5条第1項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。
- 2 認定を受けた民間団体等は、当該土地・建物が認定体験の機会の場である旨の表示をすることができる。

（報告、助言等）

第11条 認定民間団体等は、様式14により、毎年度、当該事業終了後3ヶ月以内に神戸市長に提出しなければならない。

(1) 報告内容は次のとおりとする

- ア 実施の内容
- イ 実施の目的
- ウ 実施の期間
- エ 実施の回数
- オ 参加に要する費用
- カ 参加者数
- キ 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置
- ク 収支決算
- ケ その他必要な事項

(2) 前各号に掲げる事項（以下この項において「事業に関する事項」という。）については、前年度

における認定に係る体験の機会のある場で行う事業が年度を越えて行われる場合等、年度ごとの事業に関する事項の報告が困難であるときは、実施状況及び収支決算の期間は、当該事業の実施期間とする。

- (3) 神戸市長は、認定民間団体等に対し、認定体験の機会のある場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告・資料の提出を求め、当該認定体験の機会のある場の適正な運営を図るために必要な助言をすることができる。

(認定の取消し)

第12条 神戸市長は、次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定体験の機会のある場で行う事業の内容等が、第4条の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定民間団体等が、第8条の規定による届出を行わなかった場合、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 認定民間団体等が、前条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をしない場合、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (4) 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (5) 神戸市長は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、速やかに、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知（様式 15）するとともに、インターネットの利用等によって当該認定の取消しを周知する。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事由が含まれている場合については、関係法令等に基づき、神戸市長がその取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。